

要 望 書

(文部科学省)

平成25年2月

大 津 市

いじめ対策の推進に係る要望

平素は、大津市政の推進に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成 23 年 10 月に自殺した大津市立中学校 2 年の男子生徒に対するいじめの事実関係を調査し、自殺の原因、学校及び教育委員会の対応について考察するとともに、再発防止について審議するために本市が設置した「大津市立中学校におけるいじめに関する第三者調査委員会」の報告書が平成 25 年 1 月 31 日に同委員会から本市に対して提出されました。

つきましては、今後のいじめ対策の推進に関し、以下の項目についてご検討頂けますようお願い申し上げます。

記

1 教員政策について

(1) 教員定数の増員

調査報告書（180 ページ・181 ページ・194 ページ）によると、「教員の多忙は、本件中学校だけの問題ではない。」「教員の仕事を軽減するために、教育委員会からの依頼文書をはじめ、学校における仕事を『選択と集中』という観点で捉え直し」、「教員の多忙化に対して、教員の定員を増やし、教員ひとりの負担を軽減することはよく言われることである。確かに一番の有効策であることは明白である。」とされています。

教員の多忙さについては、調査報告書の随所で指摘されているところであり、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（以下「義務標準法」といいます。）第6条の規定による小中学校等教職員定数の標準を見直す等、教員定数の増員についてご検討下さい。

(2) 特別支援教育支援員の配置に関する支援

調査報告書（193 ページ）によると、「特別支援教育担当のサポーター等も一校あたり一名は常勤で配置すべきである。特別な支援を必要とする生徒への働きかけはもちろんのこと、他の生徒と繋ぐ働きもある。今回の事案でも、一人ひとりの生徒のところが繋がり、信頼し合い安心できる関係が作られていたならば、最悪の結果は避けられたかもしれない。これらの観点で教員が協働すれば、それぞれの生徒が学級の中で自分の居場所を見つけ、意欲ある授業が展開される。」とされています。

特別支援教育支援員の配置に対しては、平成19年度から地方財政措置が講じられていますが、一校あたり一名の常勤職員を配置できるよう財政的支援について、特段のご配慮をお願い申し上げます。

(3) 養護教諭の大規模校常勤複数体制の確立

調査報告書（193 ページ）によると、「養護教諭の大規模校常勤複数体制の確立が必要である。旧来より養護教諭、保健室の先生は、『学習を評価しない』、『ありのままを受け入れてくれる先生』と生徒からの信頼は高く、またその役割は大きい。生徒の立場からすれば身近で相談しやすい先生である。生徒理解を進める上で、保健室という違った観点からの情報も大切であることは言うまでもない。」とされています。

養護教諭の大規模校常勤複数配置について、義務標準法第8条に定める基準（小学校：851人以上、中学校：801人以上）を緩和し、大規模校における養護教諭の複数配置によって児童・生徒が身近な先生に相談をしやすい環境を整備していただきますよう、特段のご配慮をお願い申し上げます。

2 教員研修について

調査報告書（195 ページ）によると、「(教員は) 基本的なことを各人が研修等でしっかりと学ぶ必要がある。教員にとって研修は欠くことの出来ない重要なものであるが、一人でいくつもの研修を受講することは不可能である。それをチームの中で分担し、受講した後各人がレポートを作成し、チームの他の者にシェアするシステムを作っているのはどうだろうか。相互にシェアし合うことで互いの関係性が深まるとともに、様々な考え方やスキルを身につけることが可能になる。」とされています。

教育現場の多種多様な課題に教員一人ひとりが対応していくためには、すべての教員がそのスキルを身につけるための研修の充実が求められます。今後、本市においては教員の研修を充実させて参りたいと考えておりますが、国におかれましても、教員研修の充実についてご検討頂けますようお願い申し上げます。

3 スクールカウンセラーの運用の在り方について

(1) スクールカウンセラーの在り方

調査報告書（197 ページ）によると、「まず、最初に考えねばならないことは、スクールカウンセラーの外部性の強化である。スクールカウンセラーが、教員と同じように、『校務分掌』を持たされたり、校舎内の巡回指導に回るなど、完全に『教員の役割』と同様であることは避けるべきである。しかも、子どもが気軽に相談できるようなカウンセリング室が設置されていない、カウンセラーは職員室に常駐している、これでは相談が出来ないのが、当然であろう。」、「生徒のプライバシーについてスクールカウンセラーとしての守秘義務を厳守する。これは学校や教育委員会に対しても徹底されなければならない。」、「さらに重要なことは、スクールカウンセラーが学校、教育委員会に対しても公正中立独立を維持しなければならないことである。」、「今一度スクールカウンセラーの役割について議論し明確な活動指針を確立し、スクールカウンセラーに対する効果的な倫理研修の実施を速やかに行うべきである。」、「各学校に配置されるスクールカウンセラーの配置においても、公正と中立が維持されなければならない、選任過程の可視化が強く求められる。」とされています。

このような指摘を踏まえ、①スクールカウンセラーの外部性の強化、②生徒のプライバシーに関する守秘義務の厳守、③学校・教育委員会に対するスクールカウンセラーの公正中立独立の維持、④スクールカウンセラーに対する効果的な倫理研修の実施、⑤スクールカウンセラーの配置における公正中立の維持と選任過程の可視化が必要となります。本市においては、これらの点についてのルール作りに着手しようとしていますが、このようなスクールカウンセラーに対する指摘は他の地方公共団体においても該当する場合がありますとされることから、国におかれましても、全国の実態を踏まえ、ご検討頂けますようお願い申し上げます。

(2) スクールソーシャルワーカーの活用

調査報告書（198 ページ）によると、「さまざまに複雑な家庭環境を抱える子どもたちに対応するには、臨床心理士に加えて、問題解決のケースワークを担当する『スクールソーシャルワーカー』の配置も必要ではないかと考える。」とされています。

現在、国においては「スクールソーシャルワーカー活用事業」を実施（平成 24 年度：1,113 人）し、本市においても滋賀県からスクールソーシャルワーカーが派遣されていますが、その人員は本市 55 カ所の小・中学校に対して 1 人です。

については、スクールソーシャルワーカーが果たす役割の重要性に鑑み、市町村の規模に応じた適正な人員配置ができるよう、財源を伴った配置基準に基づく改善が図られるよう、特段のご配慮をお願い申し上げます。

4 二重三重の救済システムの整備について

(1) 教員以外の専門的スタッフの必要性

調査報告書（211 ページ）によると、「教員のみにはいじめの発見と対応を託すことには限界があると言わなければならない、学校以外にもいじめに苦しむ子どもの実効的で迅速に動くスタッフや救済機関が必要である。」、「いじめの周辺の子どもたちが、安心していじめからの救済を訴える窓口が必要である。」、「いじめを発見し、且つ、いじめの解決に向けて介入するには、高度の専門的知識と経験を要するものである。適正な人材とはそういうことをいうのである。」とされています。

今後、いじめの発見から解決に至る過程において、教員等の学校関係者のみに限った対応をするのではなく、高度の知識と経験を有する専門的スタッフを登用したいじめに関する救済システムの構築が必要となります。本市においてもかかるシステムの構築に向けて検討をしておりますが、国におかれましてもご議論頂けますようお願い申し上げます。

(2) 弁護士の活用（スクールロイヤーの制度化）

調査報告書（212 ページ）によると、「緊急且つ適正に、いじめ被害者をサポートするために専門家が必要である。その専門家は日常的には学校現場と距離を置くこと、すなわち独立性も必要である。その内容は被害者のサポートだけでなく時に加害者との間に介入する必要もあり、アクティブな役割が求められる。弁護士は、個人から依頼を受けて紛争解決を業とする専門家であり、こうした役割を担うことができる能力がある。そして、弁護士の中でも、非行等の分野で子どもと多く接点を持つ弁護士は子どもの心理に対し一定の理解力があり、一層適正を有すると考える。」とされています。

いじめ被害者のサポートや加害者への介入など特殊かつ困難性の高いいじめ事案について、十分な知識や経験を有する弁護士を活用することが必要です。本市は、今後、弁護士会との連携を含め、弁護士の活用について検討して参りますが、国におかれましても、その財源と基盤整備について、特段のご配慮をお願い申し上げます。

(3) 第三者機関の設置

調査報告書（212 ページ・214 ページ）によると、「いじめ被害者の救済システムは学校外にも設けられる必要がある。」「いじめを受けた子どもは、常に教員や親に救済を求めるわけではない。激しいいじめを受けた子どもは復讐を恐れるなどして誰にも話さない場合が多いと考えられる。また、周辺でいじめを目撃した子どもも同様である。さらに、一旦教員らに告げても有効な対策を取られないまま引き続きいじめに晒されるということも稀ではない。」「学校外に子ども自らが救済を求めることができる第三者機関が是が非でも必要である。その機関は申立てに係る子どもの情報の守秘と身の安全を保障しながら救済及び権利回復に向けて迅速に活動し、提言を行わなければならない。」「要するに、子ども権利侵害の保護、回復をするために独立した権限と財源を有し、その職務を果たすに相応しい人材によって構成された機関（人権委員会又はオンブズマン機関）の創設が求められている」とされています。

今後、本市においては、条例に基づく常設の第三者機関を設置する予定にしておりますが、国において、いじめ防止対策の基本となる法律を制定するに際しては、第三者機関を常設の機関として設置することについて、ご検討頂けますようお願い申し上げます。

(4) 「修復的司法」による解決

調査報告書（214 ページ）によると、「いじめに対し国、都道府県がどのような姿勢で臨むべきかについて様々な見解がでていますが、何よりも重要なのは、いじめを受けた子どもの迅速な権利救済とその回復である。子どもから見ればいじめられた状態からの救済を求める権利の確立こそが最優先されるべきである。また、その周辺で仕返しへの恐怖の中でただ傍観せざるを得ない子どもたちに、他者の権利侵害の救済のために安心して申し立てられる権利を保障することも重要である。」「いじめをする側も同じく子どもであることに十分な考慮が必要である。」「いじめた子どもたちはこころの底から反省して謝罪し、これを受け入れて初めて、いじめられた子どもは恐怖を克服し、自分への自信と自尊を回復していくのである。こうした紛争解決モデルとして、司法の分野における『修復的司法』の解決モデルが参考となる。」「子ども間のいじめの事案において、従来の司法的対応と並行して、関係修復的努力を継続的に行うことは、最終的には当事者の救済に結びつくのではないかと考える。」とされています。

将来に向けて、いじめの事案について、訴訟による解決だけでなく、終局の目的を当事者間の関係修復とする「修復的司法」による救済も可能となるよう、国におかれましても、ご検討頂けますようお願い申し上げます。

5 「子どもの自殺が起きたときの調査の指針」について

今後、「子どもの自殺が起きたときの調査の指針」を見直されるときには、別紙の内容について考慮され、見直しを行われたく、特段のご配慮をお願い申し上げます。

平成25年2月6日

文部科学大臣 下 村 博 文 様

大津市長 越 直 美